

1. 基本的な考え方

都市計画運用指針等による考え方及び本市における都市機能増進施設※の立地状況により、誘導施設の候補を検討します。

なお、本市では鳥羽駅周辺エリアにおけるまちづくりの推進及び土地利用の課題解決に向けた検討を行っており、今後の事業を見据えて、複合型商業施設（再開発・駅ビル）を誘導施設の候補として追加するとともに、本市の主要産業が観光業であり、宿泊施設がみなとまちの景観形成に寄与していることなどを踏まえ、宿泊施設（民宿を除く）についても誘導施設の候補として追加します。

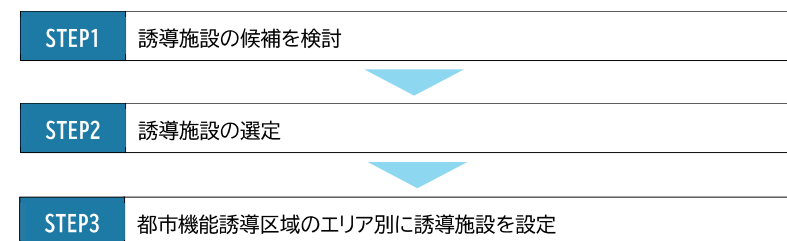
誘導施設の候補について、現在の立地状況や関連計画における位置づけ等を考慮し、誘導施設として設定することの是非を検討するとともに、利用者特性を踏まえて災害リスクが許容できるかどうかを検討します。災害リスクに対する許容の可否によっては、必要に応じて重複都市機能誘導区域に限定した誘導施設とします。

また、誘導施設の立地場所についても、中心拠点が望ましいか、地域拠点が望ましいかを検討し、エリア別に誘導施設を設定します。

※都市機能増進施設：医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のために必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの（再掲）

2. 設定フロー

誘導施設は以下のフローに沿って設定します。



(1) STEP1 誘導施設の候補を検討

都市計画運用指針及び立地適正化計画の手引きにおいて例示されている施設、及び市内に立地している都市機能増進施設を誘導施設の候補として抽出します。

抽出した誘導施設の候補は下表のとおりです。

(赤字:市内に立地していない施設、青字:都市計画運用指針及び立地適正化計画の手引きに位置づけがない施設、□:災害時に特別な配慮が必要とされる高齢者や小学生以下の子どもが高頻度で利用すると考えられる施設、及び災害発生時に避難所や地域防災拠点となり得る施設)

施設区分	誘導施設の候補
医療施設	病院、夜間・休日応急診療所、一般診療所、歯科診療所
福祉施設	保健福祉センター、地域包括支援センター、老人憩の家、介護事業所(入所系)、介護事業所(通所系)、介護事業所(訪問系)、介護事業所(小規模多機能)、障害福祉事業所
子育て支援施設	保育所・こども園・幼稚園、子育て支援センター、放課後児童クラブ、児童館、小学校
コミュニティ施設	公民館、集会所
文化施設	図書館、博物館、文化ホール
商業施設	複合型商業施設(再開発・駅ビル)、総合スーパー、食品スーパー、ドラッグストア、コンビニエンスストア、ホームセンター
行政施設	市役所、市役所支所
金融施設	銀行、信用金庫、郵便局、JAバンク、JF マリンバンク
交流施設	宿泊施設(民宿を除く)

※病院とは、医療法第一条の5の規定に基づく、二十人以上の患者を入院させるための施設を有するものをいう。

※一般診療所は、歯科診療所以外の診療所とする。

※保健福祉センターは、福祉事務所、総合福祉センターを含むものとする。

※集会所は、コミュニティサロンを含むものとする。

※図書館は、図書館支所、社会教育センターを含むものとする。

※総合スーパーは、相当規模の商業施設を含むものとする。

【参考】都市計画運用指針における考え方

誘導施設は、居住者の共同の福祉や利便の向上を図るという観点から、

- ・ 病院・診療所等の医療施設、老人デイサービスセンター等の社会福祉施設、小規模多機能型居宅介護事業所、地域包括支援センターその他の高齢化の中で必要性の高まる施設
- ・ 子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる幼稚園や保育所等の子育て支援施設、小学校等の教育施設
- ・ 集客力がありまちの賑わいを生み出す図書館、博物館等の文化施設や、スーパーマーケット等の商業施設
- ・ 行政サービスの窓口機能を有する市役所支所等の行政施設

などを定めることが考えられる。

出典:第13版 都市計画運用指針(令和7年(2025年)3月)

【参考】立地適正化計画の手引きにおける誘導施設のイメージ

機能	中心拠点	地域・生活拠点
行政機能	■ 中核的な行政機能 例. 本庁舎	■ 日常生活を営む上で必要となる行政窓口機能等 例. 支所、福祉事務所等の各地域事務所
介護福祉機能	■ 市町村全域の住民を対象とした高齢者福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例. 総合福祉センター	■ 高齢者の自立した生活を支え、又は日々の介護、見守り等のサービスを受けることができる機能 例. 地域包括支援センター、在宅系介護施設、コミュニティサロン 等
子育て機能	■ 市町村全域の住民を対象とした児童福祉に関する指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例. 子育て総合支援センター	■ 子どもを持つ世代が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる機能 例. 保育所、こども園、児童クラブ、子育て支援センター、児童館 等
商業機能	■ 時間消費型のショッピングニーズ等、様々なニーズに対応した買い物、食事を提供する機能 例. 相当規模の商業集積	■ 日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買い回りができる機能 例. 延床面積●m ² 以上の食品スーパー
医療機能	■ 総合的な医療サービス(二次医療)を受けることができる機能 例. 病院	■ 日常的な診療を受けることができる機能 例. 延床面積●m ² 以上の診療所
金融機能	■ 決済や融資等の金融機能を提供する機能 例. 銀行、信用金庫	■ 日々の引き出し、預け入れなどができる機能 例. 郵便局
教育・文化機能	■ 住民全体を対象とした教育文化サービスの拠点となる機能 例. 文化ホール、中央図書館	■ 地域における教育文化活動を支える拠点となる機能 例. 図書館支所、社会教育センター

※どのような機能が必要であるかは、それぞれの都市において検討が必要ですが、参考までに地方中核都市クラスの都市において拠点類型ごとに想定される各種機能のイメージを提示しています。

出典:立地適正化計画の手引き【基本編】(令和7年(2025年)4月改訂)

(2) STEP2 誘導施設の選定

STEP1 で検討した誘導施設の候補について、現在の立地状況(都市計画区域内に立地する施設のみ対象とする)や、関連計画の位置づけ、誘導施設として設定することの是非を検討するとともに、利用者特性を踏まえ、災害リスクが許容可能かどうかを検討します。

1) 医療施設

- ☐ 病院は、都市計画区域内に立地していない。
- ☐ 夜間・休日応急診療所は、都市計画区域内に 1 施設立地しており、都市機能誘導区域内に立地している。(重複都市機能誘導区域内に立地)
- ☐ 一般診療所は、都市計画区域内に 8 施設立地しており、うち 6 施設が都市機能誘導区域内に立地している。(うち、3 施設が重複都市機能誘導区域内に立地)
- ☐ 歯科診療所は、都市計画区域内に 6 施設立地しており、うち 4 施設が都市機能誘導区域内に立地している。
- ☐ 三重県医療計画及び伊勢志摩定住自立圏共生ビジョンでは、二次救急医療は中心市である伊勢市の伊勢赤十字病院と市立伊勢総合病院、及び志摩市における県立志摩病院が担当しており、体制の変更は見込まれていない。
- ☐ 三重県地震・津波被害の低減に向けた都市計画指針では、「住宅・医療福祉施設等については、地震・津波リスクが低い場所にある状態を基本とする」とされている。
- ☐ 三重県住生活基本計画では、「日常生活の利便性確保(コンパクトシティ)」が位置づけられている。
- ☐ 病院、夜間・休日応急診療所、一般診療所は、災害時に特別な配慮が必要とされる高齢者等が高頻度で利用することが想定される。

- ◆ 病院は、都市計画区域内に立地はなく、上位関連計画にも誘導の位置づけはないため、誘導施設に設定しません。
- ◆ 夜間・休日応急診療所は、利便性が高く災害リスクの低いエリアに立地することが望ましいと考えられます。また、医療施設として拠点的な施設であり、中心拠点において立地することが望ましいと考えられます。以上より、中心拠点に立地する既存施設の維持の視点から、市民生活中心拠点(重複都市機能誘導区域)において誘導施設に設定します。
- ◆ 一般診療所は、利便性が高く災害リスクの低いエリアに立地し、地域に密着して立地することが望ましく、中心拠点に集約する必要性は低いと考えられます。以上から、すべての重複都市機能誘導区域において、誘導施設に設定します。
- ◆ 歯科診療所は、利便性の高いエリアに立地し、地域に密着して立地することが望ましく、中心拠点に集約する必要性は低いと考えられます。以上からすべての都市機能誘導区域において誘導施設に設定します。

2) 福祉施設

- ☐ 保健福祉センター及び地域包括支援センターは、それぞれ都市計画区域内に 1 施設立地しており、都市機能誘導区域内に立地している。(重複都市機能誘導区域内に立地)
- ☐ 老人憩の家は、都市計画区域内に 3 施設立地しており、うち 1 施設が都市機能誘導区域内に立地している。(単独都市機能誘導区域内に立地)
- ☐ 介護事業所(入所系)は、都市計画区域内に 6 施設立地しており、うち 1 施設が都市機能誘導区域内に立地している。(単独都市機能誘導区域内に立地)
- ☐ 介護事業所(通所系)は、都市計画区域内に 5 施設立地しており、うち 2 施設が都市機能誘導区域内に立地している。(いずれも単独都市機能誘導区域内に立地)
- ☐ 介護事業所(訪問系)は、都市計画区域内に 4 施設立地しており、3 施設が都市機能誘導区域内に立地している。
- ☐ 介護事業所(小規模多機能系)は、都市計画区域内に立地していない。
- ☐ 障害福祉事業所は、都市計画区域内に 15 施設立地しており、うち 11 施設が都市機能誘導区域内に立地している。
- ☐ 第六次鳥羽市総合計画では、「地域での居場所や支え合いの場を確保する」とされている。
- ☐ 三重県住生活基本計画では、「日常生活の利便性確保(コンパクトシティ)」が位置づけられている。
- ☐ 第 8 次三重県医療計画では、「小規模多機能型居宅介護事業所等の「地域密着型サービス」の整備を進めるため、市町を支援します。」としている。
- ☐ 介護事業所(入所系)、介護事業所(通所系)、介護事業所(小規模多機能系)、老人憩の家は、災害時に特別な配慮が必要とされる高齢者が高頻度で利用することが想定される。

- ◆ 保健福祉センター及び地域包括支援センターは、利便性が高く災害リスクの低いエリアに立地することが望ましいと考えられます。また、福祉施設として拠点的な施設であり、中心拠点において立地することが望ましいと考えられます。以上より、中心拠点に立地する既存施設の維持の視点から、市民生活中心拠点(重複都市機能誘導区域)において誘導施設に設定します。
- ◆ 介護事業所(入所系)、介護事業所(通所系)、介護事業所(小規模多機能系)、障害福祉事業所は、利便性が高く災害リスクの低いエリアに立地することが望ましいと考えられます。また、特に介護事業所(通所系)、介護事業所(小規模多機能系)、障害福祉事業所は、地域に密着して立地することが望ましいと考えられることから、すべての重複都市機能誘導区域において、誘導施設として設定します。
- ◆ 介護事業所(訪問系)は、利便性が高いエリアに立地することが望ましく、中心拠点に集約する必要性は低いと考えられます。以上より、すべての都市機能誘導区域において誘導施設に設定します。

3) 子育て支援施設

- 保育園・こども園・幼稚園は、都市計画区域内に4施設立地しており、うち1施設が都市機能誘導区域内に立地している。
- 子育て支援センターは、都市計画区域内に1施設立地しており、都市機能誘導区域内に立地している。(重複都市機能誘導区域内に立地)
- 放課後児童クラブは、都市計画区域内に2施設立地しており、いずれも都市機能誘導区域内に立地していない。
- 児童館は、都市計画区域内に立地していない。
- 小学校は、都市計画区域内に2施設立地しており、いずれも都市機能誘導区域内に立地していない。
- 三重県地震・津波被害の低減に向けた都市計画指針では、「学校及び地区公民館等は、地震・津波リスクが低い場所にある状態を基本とする」、また、「地震・津波リスクの低い場所への移転等が困難な場合や時間を要する場合は、耐震・耐浪化等の構造強化や避難の安全を確保するための対策を講じる」とされている。

- ◆小学校は都市機能誘導区域に立地しておらず、鳥羽市小中学校統合計画に基づき、学校の適正規模・適正配置に取り組まれていることから、誘導施設に設定しません。また、それに付随する放課後児童クラブも同様に誘導施設に設定しません。
- ◆児童館は、都市計画区域内に立地はなく、上位関連計画にも誘導の位置づけはないため、誘導施設に設定しません。
- ◆保育所・こども園・幼稚園は、災害リスクの低いエリアに立地することが望ましいと考えられます。また、地域に密着して立地することが望ましいと考えられることから、すべての重複都市機能誘導区域において、誘導施設として設定します。
- ◆子育て支援センターは、利便性が高いエリアに立地することが望ましく、中心拠点に集約する必要性は低いと考えられます。以上より、すべての都市機能誘導区域において誘導施設に設定します。

4) コミュニティ施設

- 公民館は、都市計画区域内に10施設立地しており、うち3施設が都市機能誘導区域内に立地している。
- 集会所は、都市計画区域内に1施設立地しており、都市機能誘導区域内に立地している。
- 第六次鳥羽市総合計画では、「地域での居場所や支え合いの場を確保する」とされている。
- 三重県地震・津波被害の低減に向けた都市計画指針では、「学校及び地区公民館等は、地震・津波リスクが低い場所にある状態を基本とする」、また、「地震・津波リスクの低い場所への移転等が困難な場合や時間を要する場合は、耐震・耐浪化等の構造強化や避難の安全を確保するための対策を講じる」とされている。

- ◆コミュニティ施設は、都市機能誘導区域に限らず、各地域での居場所や支え合いの場となる必要があることから、誘導施設に設定しません。ただし、必要に応じて、人口動向を踏まえた適正規模・適正配置等を検討します。

5) 文化施設

- 図書館、博物館(鳥羽水族館)は、それぞれ都市計画区域に1施設立地しており、都市機能誘導区域内に立地している。
- 文化ホールは、都市計画区域に1施設立地しており、都市機能誘導区域内に立地している。
- 現時点で博物館法に基づく登録博物館ではないものの、第1号市立鳥羽歴史博物館として、旧鳥羽小学校が都市計画決定(平成29年(2017年)7月20日)され、第2次鳥羽市観光基本計画では、「鳥羽城址及び旧鳥羽小学校の活用(アーティストインレジデンスの実施等)」が位置づけられており、今後の活用が見込まれている。

- ◆図書館及び文化ホールは、利便性が高いエリアに立地することが望ましく、拠点的な施設であり、中心拠点において立地することが望ましいと考えられます。以上から、中心拠点に立地する既存施設の維持の視点から、市民生活中心拠点(重複都市機能誘導区域)において誘導施設に設定します。
- ◆博物館は、利便性が高いエリアに立地することが望ましく、拠点的な施設であり、中心拠点において立地することが望ましいと考えられます。中心拠点に立地する既存施設の維持・活用の視点から、広域交流中心拠点において誘導施設に設定します。

6) 商業施設

- 複合型商業施設(再開発・駅ビル)、相当規模の商業施設は、都市計画区域内に立地していない。
- 総合スーパーは、都市計画区域内に 1 施設立地しており、都市機能誘導区域内に立地している。
- 食品スーパーは、都市計画区域内に 2 施設立地しており、全て都市機能誘導区域内に立地している。
- ドラッグストアは、都市計画区域内に 2 施設立地しており、全て都市機能誘導区域内に立地している。
- コンビニエンスストアは、都市計画区域内に 6 施設立地しており、うち 4 施設が都市機能誘導区域内に立地している。
- ホームセンターは、都市計画区域内に 1 施設立地しており、都市機能誘導区域内に立地している。
- 本市において、鳥羽駅周辺エリアにおけるまちづくりの推進及び土地利用の課題解決に向けた検討が行われている。
- 三重県地震・津波被害の低減に向けた都市計画指針では、「事務所・店舗・工場等、居住を伴わない業務系の施設については、避難の安全を確保した上で、地震・津波リスクの観点だけではなく、産業活動の機能性や地域産業の維持向上に配慮し、配置すべき場所を設定」とされている。
- 三重県住生活基本計画では、「日常生活の利便性確保(コンパクトシティ)」が位置づけられている。

- ◆複合型商業施設(再開発・駅ビル)は、利便性が高いエリアに立地することが望ましく、商業施設として拠点的な施設であり、中心拠点において立地することが望ましいと考えられます。現時点で都市計画区域内に立地はないものの、鳥羽駅周辺エリアにおけるまちづくりの推進及び土地利用の課題解決に向けた検討が行われており、施設の新規誘導の観点から、広域交流拠点(単独都市機能誘導区域)において誘導施設に設定します。
- ◆総合スーパーは、利便性が高いエリアに立地することが望ましく、拠点的な施設であり、中心拠点において立地することが望ましいと考えられます。以上より、中心拠点に立地する既存施設の維持の観点から、市民生活中心拠点(単独都市機能誘導区域)において誘導施設に設定します。
- ◆食品スーパー、ドラッグストア、コンビニエンスストア、及びホームセンターは、利便性の高いエリアに立地することが望ましく、特に食品スーパー、ドラッグストア、及びコンビニエンスストアは、地域に密着して立地することが望ましいと考えられます。以上より、すべての都市機能誘導区域において誘導施設に設定します。

7) 行政施設

- 市役所は、都市計画区域内に 1 施設立地しており、都市機能誘導区域内に立地している。(重複都市機能誘導区域)
- 市役所支所は、都市計画区域内に立地していない。
- 三重県地震・津波被害の低減に向けた都市計画指針では、「災害発生時に避難所や地域防災拠点となる庁舎・学校・公民館等のうち、応急対策活動を行う拠点となる公共施設(県市町の庁舎、消防署・警察署等)は、地震・津波リスクが極めて低い場所にある状態を基本とする」とされている。

- ◆市役所は、利便性が高く災害リスクの低いエリアに立地することが望ましく、行政施設として拠点的な施設であり、中心拠点において立地することが望ましいと考えられます。以上より、中心拠点に立地する既存施設の維持の観点から、広域交流中心拠点(重複都市機能誘導区域)において誘導施設に設定します。

8) 金融施設

- 銀行は、都市計画区域内に 4 施設立地しており、全て都市機能誘導区域内に立地している。
- 信用金庫は、都市計画区域内に立地していない。
- 郵便局は、都市計画区域内に 6 施設立地しており、うち 4 施設が都市機能誘導区域内に立地している。
- JA バンクは、都市計画区域内に 1 施設立地しており、都市機能誘導区域内に立地している。
- JF マリンバンクは、都市計画区域内に 1 施設立地しており、都市機能誘導区域内に立地していない。

- ◆銀行、郵便局、JA バンク、及び JF マリンバンクは、利便性が高いエリアに立地することが望ましく、中心拠点に集約する必要性は低いことから、すべての都市機能誘導区域において誘導施設に設定します。なお、信用金庫は現時点で都市機能誘導区域内に立地はないものの、地域住民による利用用途としては銀行同等と考えられるため、同様に誘導施設として設定します。

9) 交流施設

□宿泊施設(民泊を除く)は、都市計画区域内に32施設立地しており、うち13施設が都市機能誘導区域内に立地している。

□鳥羽市景観計画では、「観光施設、ホテル等が集積する鳥羽駅から鳥羽港、小浜においては、賑わいや開放感を感じる景観の形成を図ります。」とされている。また、「安楽島リゾート1号線沿道においては、賑わいや緑化によるうおいの連続に配慮するとともに、斜面地の旅館群においては鳥羽港からの眺望に配慮し、魅力とともに統一感のある景観の形成を図ります。」とされている。

◆宿泊施設(民宿を除く)は、鳥羽市の観光産業を支えるとともに、みなとまちとしての景観形成に寄与しており、既存施設の維持の視点から、現時点で立地している都市機能誘導区域において、誘導施設に設定します。



10) まとめ

鳥羽市において、誘導施設として設定する施設は下表のとおりです。

なお、これらの施設はすべての都市機能誘導区域で誘導施設となるわけではなく、都市機能誘導区域ごとに誘導施設は異なります。

(緑字:重複都市機能誘導区域のみに設定する誘導施設)

施設区分	誘導施設
医療施設	夜間・休日応急診療所、一般診療所、歯科診療所
福祉施設	保健福祉センター、地域包括支援センター、介護事業所(入所系)、介護事業所(通所系)、介護事業所(訪問系)、介護事業所(小規模多機能)、障害福祉事業所
子育て支援施設	保育所・こども園・幼稚園、子育て支援センター
コミュニティ施設	
文化施設	図書館、博物館、文化ホール
商業施設	複合型商業施設(再開発・駅ビル)、総合スーパー、食品スーパー、ドラッグストア、コンビニエンスストア、ホームセンター
行政施設	市役所
金融施設	銀行、信用金庫、郵便局、JAバンク、JF マリンバンク
交流施設	宿泊施設(民泊を除く)

なお、一般診療所、介護事業所(通所系)、介護事業所(小規模多機能系)、障害福祉事業所、保育園・こども園・幼稚園、食品スーパー、ドラッグストア、コンビニエンスストア、銀行、信用金庫、郵便局、JAバンク、及びJF マリンバンク等の施設は、居住が分散している現時点では、都市機能誘導区域に限らず、地域に密着して立地していることが望ましいと考えられます。

一方で、長期的には居住誘導区域へ居住を誘導する方向性であることを踏まえ、これらの施設についても、居住誘導区域内の居住者にとって利便性の高いエリアに誘導する必要がありますため、誘導施設に設定します。

(3) STEP3 都市機能誘導区域のエリア別に誘導施設を設定

STEP2において選定した誘導施設について、エリア別に設定の要否を検討します。

1) 鳥羽駅周辺エリア

施設区分	誘導施設	立地状況		誘導施設への位置づけ
		単独	重複	
医療施設	夜間・休日 応急診療所	0	0	
	(一般) 診療所	1	0	◎
	歯科診療所	2	0	○ ◎
福祉施設	保健福祉 センター	0	0	
	地域包括支 援センター	0	0	
	介護事業所 (入所系)	0	0	◎
	介護事業所 (通所系)	2	0	◎
	介護事業所 (訪問系)	0	0	◎ ◎
	介護事業所 (小規模多 機能系)	0	0	◎
	障害福祉 事業所	0	0	◎

※単独：単独都市機能誘導区域、重複：重複都市機能誘導区域、◎：新たに位置づける誘導施設、○：既存のものを維持する誘導施設、緑字：重複都市機能誘導区域のみに設定する誘導施設

施設区分	誘導施設	立地状況		誘導施設の設定方針	誘導施設への位置づけ	
		単独	重複		単独	重複
子育て 支援施設	保育園・ こども園・幼 稚園	0	0	市民の利便性を考え、都市機能誘導区域への立地が望ましい施設です。ただし、災害リスクへの配慮が必要な施設であるため、重複都市機能誘導区域に設定します。		◎
	子育て支援 センター	0	0	市民の利便性を考え、都市機能誘導区域への立地が望ましい施設のため、設定します。	◎	◎
文化施設	図書館	0	0	市民の利便性を考え、都市機能誘導区域への立地が望ましい施設です。ただし、現在の施設を維持することを目的に、市民生活中心拠点だけに設定するため、本エリアでは設定しません。		
	博物館	1	0	市民の利便性を考え、都市機能誘導区域への立地が望ましい施設であり、本エリアにおいて維持・活用することを目的に設定します。	○	◎
	文化ホール	0	0	市民の利便性を考え、都市機能誘導区域への立地が望ましい施設です。ただし、現在の施設を維持することを目的に、市民生活中心拠点だけに設定するため、本エリアでは設定しません。		
商業施設	複合型商業 施設（再開 発・駅ビル）	0	0	市民の利便性を考え、都市機能誘導区域への立地が望ましい施設です。特に鳥羽駅周辺のまちづくりが検討されている本エリアの単独都市機能誘導区域において設定します。	◎	
	総合 スーパー	0	0	市民の利便性を考え、都市機能誘導区域への立地が望ましい施設です。ただし、現在の施設を維持することを目的に、市民生活中心拠点だけに設定するため、本エリアでは設定しません。		
	食品 スーパー	1	0	市民の利便性を考え、都市機能誘導区域への立地が望ましい施設のため、設定します。	○	◎
	ドラッグ ストア	0	0		◎	◎
	コンビニエ ンスストア	0	1		◎	○
	ホーム センター	0	0		◎	◎

※単独：単独都市機能誘導区域、重複：重複都市機能誘導区域、◎：新たに位置づける誘導施設、○：既存のものを維持する誘導施設、緑字：重複都市機能誘導区域のみに設定する誘導施設

施設区分	誘導施設	立地状況		誘導施設の設定方針	誘導施設への位置づけ	
		単独	重複		単独	重複
行政施設	市役所	0	1	市民の利便性を考え、都市機能誘導区域への立地が望ましい施設であり、本エリアにおいて維持することを目的に設定します。		○
金融施設	銀行	3	0	市民の利便性を考え、都市機能誘導区域への立地が望ましい施設のため、設定します。	○	◎
	信用金庫	0	0		◎	◎
	郵便局	2	0		○	◎
	JAバンク	1	0		○	◎
	JF マリンバンク	0	0		◎	◎
交流施設	宿泊施設（民宿を除く）	3	2	市民・来訪者にとって利便性が高い場所に立地することが望ましい施設であり、現在の都市機能誘導区域内の立地を維持することを目的に設定します。	○	○

※単独：単独都市機能誘導区域、重複：重複都市機能誘導区域、◎：新たに位置づける誘導施設、○：既存のものを維持する誘導施設、緑字：重複都市機能誘導区域のみに設定する誘導施設

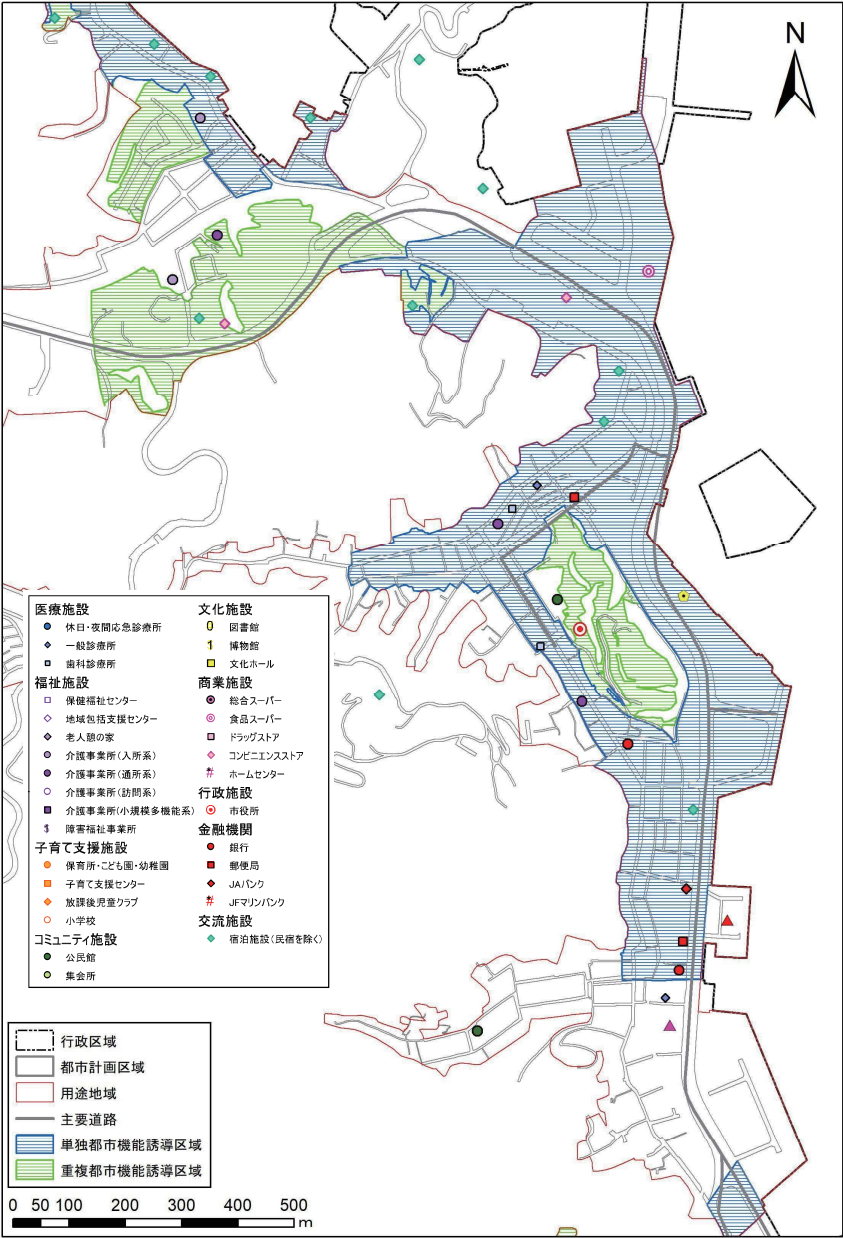


図 鳥羽駅周辺エリアの施設立地状況

2) 大明エリア

施設区分	誘導施設	立地状況		誘導施設への位置づけ
		単独	重複	
医療施設	夜間・休日 応急診療所	0	1	○
	(一般) 診療所	1	3	○
	歯科診療所	0	1	◎
福祉施設	保健福祉 センター	0	1	○
	地域包括支 援センター	0	1	○
	介護事業所 (入所系)	0	0	◎
	介護事業所 (通所系)	0	0	◎
	介護事業所 (訪問系)	0	2	◎
	介護事業所 (小規模多 機能系)	0	0	◎
	障害福祉 事業所	0	7	○
子育て 支援施設	保育園・こ ども園・幼 稚園	0	1	◎
	子育て支援 センター	0	0	◎

※単独:単独都市機能誘導区域、重複:重複都市機能誘導区域、◎:新たに位置づける誘導施設、○:既存のものを維持する誘導施設、緑字:重複都市機能誘導区域のみに設定する誘導施設

施設区分	誘導施設	立地状況		誘導施設への位置づけ
		単独	重複	
文化施設	図書館	0	1	○
	博物館	0	0	
	文化ホール	0	0	○
商業施設	複合型商業 施設(再開 発・駅ビル)	0	0	
	総合 スーパー	1	0	○
	食品 スーパー	0	0	◎
	ドラッグ ストア	0	1	◎
	コンビニエ ンスストア	0	0	◎
	ホーム センター	0	1	◎
				◎

※単独:単独都市機能誘導区域、重複:重複都市機能誘導区域、◎:新たに位置づける誘導施設、○:既存のものを維持する誘導施設、緑字:重複都市機能誘導区域のみに設定する誘導施設

施設区分	誘導施設	立地状況		誘導施設の設定方針	誘導施設への位置づけ	
		単独	重複		単独	重複
行政施設	市役所	0	0	市民の利便性を考え、都市機能誘導区域への立地が望ましい施設です。現在立地している広域交流拠点において維持することとするため、本エリアでは設定しません。		
金融施設	銀行	1	0	市民の利便性を考え、都市機能誘導区域への立地が望ましい施設のため、設定します。	○	◎
	信用金庫	0	0		◎	◎
	郵便局	0	0		◎	◎
	JAバンク	0	0		◎	◎
	JF マリンバンク	0	0		◎	◎
交流施設	宿泊施設（民宿を除く）	0	0	市民・来訪者にとって利便性が高い場所に立地することが望ましい施設です。現在立地している施設の維持を目指すため、本エリアには設定しません。		

※単独：単独都市機能誘導区域、重複：重複都市機能誘導区域、◎：新たに位置づける誘導施設、○：既存のものを維持する誘導施設、緑字：重複都市機能誘導区域のみに設定する誘導施設

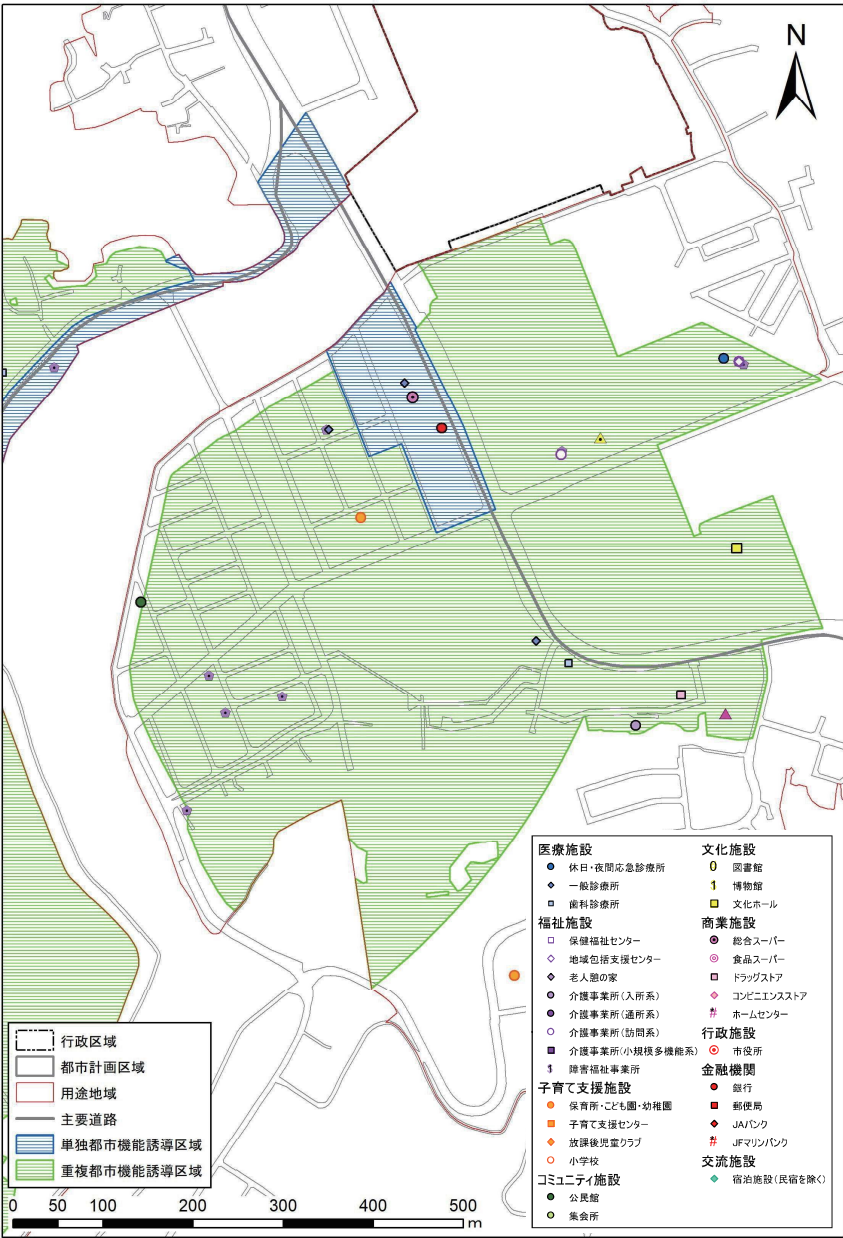


図 大明エリアの施設立地状況

3) 小浜エリア

施設区分	誘導施設	立地状況		誘導施設への位置づけ
		単独	重複	
医療施設	夜間・休日 応急診療所	0	0	市民の利便性を考え、都市機能誘導区域への立地が望ましい施設です。ただし、現在の施設を維持することを目的に、市民生活中心拠点だけに設定するため、本エリアでは設定しません。
	(一般) 診療所	0	0	市民の利便性を考え、都市機能誘導区域への立地が望ましい施設です。ただし、災害リスクへの配慮が必要な施設であるため、重複都市機能誘導区域に設定します。
	歯科診療所	0	0	市民の利便性を考え、都市機能誘導区域への立地が望ましい施設のため、設定します。
福祉施設	保健福祉 センター	0	0	市民の利便性を考え、都市機能誘導区域への立地が望ましい施設です。ただし、現在の施設を維持することを目的に、市民生活中心拠点だけに設定するため、本エリアでは設定しません。
	地域包括支 援センター	0	0	市民の利便性を考え、都市機能誘導区域への立地が望ましい施設です。ただし、現在の施設を維持することを目的に、市民生活中心拠点だけに設定するため、本エリアでは設定しません。
	介護事業所 (入所系)	1	0	市民の利便性を考え、都市機能誘導区域への立地が望ましい施設です。ただし、災害リスクへの配慮が必要な施設であるため、重複都市機能誘導区域に設定します。
	介護事業所 (通所系)	0	0	市民の利便性を考え、都市機能誘導区域への立地が望ましい施設のため、設定します。
	介護事業所 (小規模多 機能系)	0	0	市民の利便性を考え、都市機能誘導区域への立地が望ましい施設です。ただし、災害リスクへの配慮が必要な施設であるため、重複都市機能誘導区域に設定します。
	障害福祉 事業所	0	0	市民の利便性を考え、都市機能誘導区域への立地が望ましい施設のため、設定します。
子育て 支援施設	保育園・ こども園・幼 稚園	0	0	市民の利便性を考え、都市機能誘導区域への立地が望ましい施設です。ただし、災害リスクへの配慮が必要な施設であるため、重複都市機能誘導区域に設定します。
	子育て支援 センター	0	0	市民の利便性を考え、都市機能誘導区域への立地が望ましい施設のため、設定します。

※単独：単独都市機能誘導区域、重複：重複都市機能誘導区域、◎：新たに位置づける誘導施設、○：既存のものを維持する誘導施設、緑字：重複都市機能誘導区域のみに設定する誘導施設

施設区分	誘導施設	立地状況		誘導施設への位置づけ
		単独	重複	
文化施設	図書館	0	0	市民の利便性を考え、都市機能誘導区域への立地が望ましい施設です。ただし、現在の施設を維持することを目的に、市民生活中心拠点だけに設定するため、本エリアでは設定しません。
	博物館	0	0	市民の利便性を考え、都市機能誘導区域への立地が望ましい施設です。ただし、現在の施設を維持することを目的に、広域交流中心拠点だけに設定するため、本エリアでは設定しません。
	文化ホール	0	0	市民の利便性を考え、都市機能誘導区域への立地が望ましい施設です。ただし、現在の施設を維持することを目的に、市民生活中心拠点だけに設定するため、本エリアでは設定しません。
商業施設	複合型商業 施設（再開 発・駅ビル）	0	0	市民の利便性を考え、都市機能誘導区域への立地が望ましい施設です。鳥羽駅周辺エリアのまちづくりが検討されている広域交流拠点において誘導するため、本エリアでは設定しません。
	総合 スーパー	0	0	市民の利便性を考え、都市機能誘導区域への立地が望ましい施設です。ただし、現在の施設を維持することを目的に、市民生活中心拠点だけに設定するため、本エリアでは設定しません。
	食品 スーパー	0	0	市民の利便性を考え、都市機能誘導区域への立地が望ましい施設のため、設定します。
	ドラッグ ストア	0	0	
	コンビニエ ンスストア	0	0	
	ホーム センター	0	0	

※単独：単独都市機能誘導区域、重複：重複都市機能誘導区域、◎：新たに位置づける誘導施設、○：既存のものを維持する誘導施設、緑字：重複都市機能誘導区域のみに設定する誘導施設

施設区分	誘導施設	立地状況		誘導施設の設定方針	誘導施設への位置づけ	
		単独	重複		単独	重複
行政施設	市役所	0	0	市民の利便性を考え、都市機能誘導区域への立地が望ましい施設です。現在立地している広域交流拠点において維持すること目的とするため、本エリアでは設定しません。		
金融施設	銀行	0	0	市民の利便性を考え、都市機能誘導区域への立地が望ましい施設のため、設定します。	◎	◎
	信用金庫	0	0		◎	◎
	郵便局	0	0		◎	◎
	JAバンク	0	0		◎	◎
交流施設	JF マリンバンク	0	0	市民・来訪者にとって利便性が高い場所に立地することが望ましい施設であり、現在の都市機能誘導区域内の立地を維持することを目的に設定します。	◎	◎
	宿泊施設（民宿を除く）	5	2		○	○

※単独：単独都市機能誘導区域、重複：重複都市機能誘導区域、◎：新たに位置づける誘導施設、○：既存のものを維持する誘導施設、緑字：重複都市機能誘導区域のみに設定する誘導施設

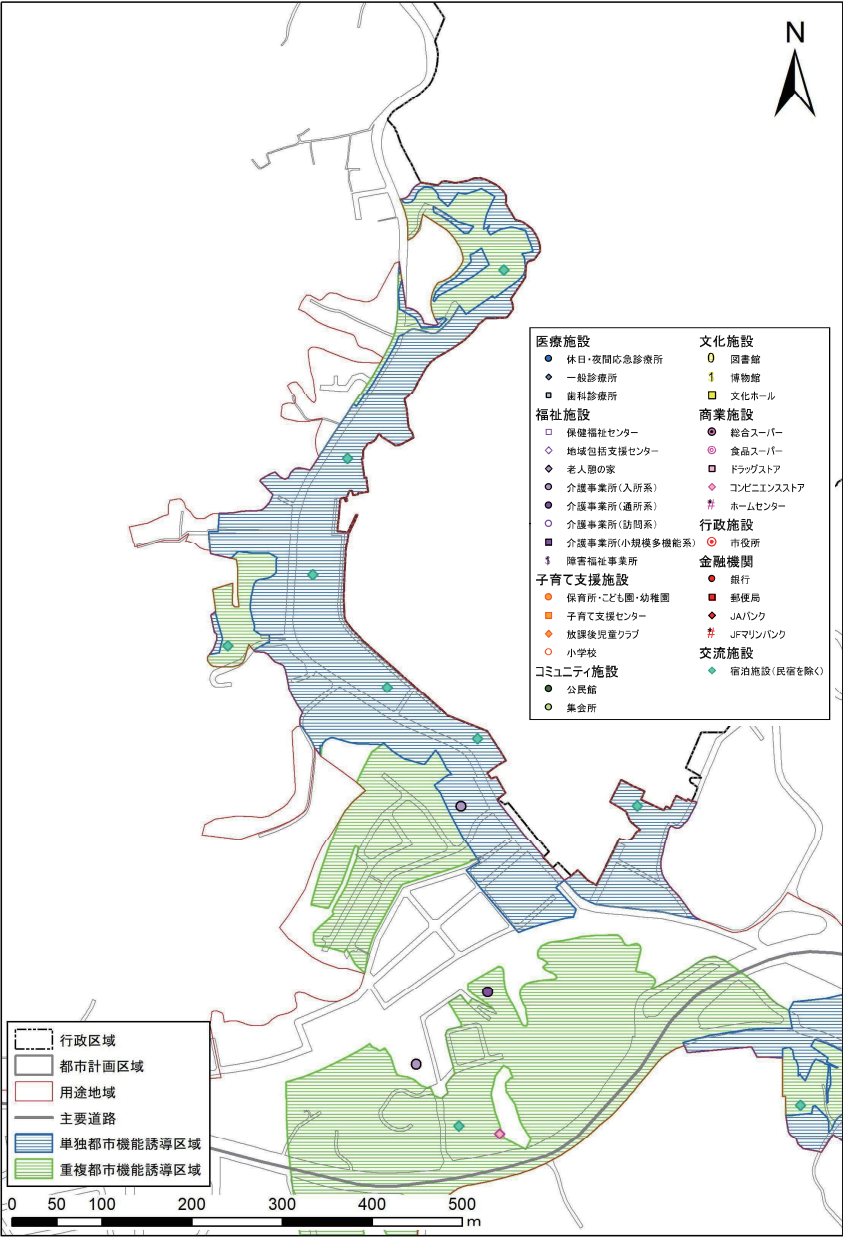


図 小浜エリアの施設立地状況

4) 池の浦駅周辺エリア

施設区分	誘導施設	立地状況		誘導施設への位置づけ
		単独	重複	
医療施設	夜間・休日 応急診療所	0	0	
	(一般) 診療所	0	0	◎
	歯科診療所	0	0	◎ ◎
福祉施設	保健福祉 センター	0	0	
	地域包括支 援センター	0	0	
	介護事業所 (入所系)	0	0	◎
	介護事業所 (通所系)	0	0	◎
	介護事業所 (訪問系)	1	0	○ ◎
	介護事業所 (小規模多 機能系)	0	0	◎
	障害福祉 事業所	1	0	◎
子育て 支援施設	保育園・ こども園・幼 稚園	0	0	◎
	子育て支援 センター	0	0	◎ ◎

※単独:単独都市機能誘導区域、重複:重複都市機能誘導区域、◎:新たに位置づける誘導施設、○:既存のものを維持する誘導施設、緑字:重複都市機能誘導区域のみに設定する誘導施設

施設区分	誘導施設	立地状況		誘導施設への位置づけ
		単独	重複	
文化施設	図書館	0	0	
	博物館	0	0	
	文化ホール	0	0	
商業施設	複合型商業 施設(再開 発・駅ビル)	0	0	
	総合 スーパー	0	0	
	食品 スーパー	0	0	◎ ◎
	ドラッグ ストア	0	0	◎ ◎
	コンビニエ ンスストア	2	0	○ ◎
	ホーム センター	0	0	◎ ◎

※単独:単独都市機能誘導区域、重複:重複都市機能誘導区域、◎:新たに位置づける誘導施設、○:既存のものを維持する誘導施設、緑字:重複都市機能誘導区域のみに設定する誘導施設

施設区分	誘導施設	立地状況		誘導施設の設定方針	誘導施設への位置づけ	
		単独	重複		単独	重複
行政施設	市役所	0	0	市民の利便性を考え、都市機能誘導区域への立地が望ましい施設です。現在立地している広域交流拠点において維持すること目的とするため、本エリアでは設定しません。		
金融施設	銀行	0	0	市民の利便性を考え、都市機能誘導区域への立地が望ましい施設のため、設定します。	◎	◎
	信用金庫	0	0		◎	◎
	郵便局	0	0		◎	◎
	JAバンク	0	0		◎	◎
	JF マリンバンク	0	0		◎	◎
交流施設	宿泊施設（民宿を除く）	1	0	市民・来訪者にとって利便性が高い場所に立地することが望ましい施設であり、現在の都市機能誘導区域内の立地を維持することを目的に設定します。	○	

※単独：単独都市機能誘導区域、重複：重複都市機能誘導区域、◎：新たに位置づける誘導施設、○：既存のものを維持する誘導施設、緑字：重複都市機能誘導区域のみに設定する誘導施設

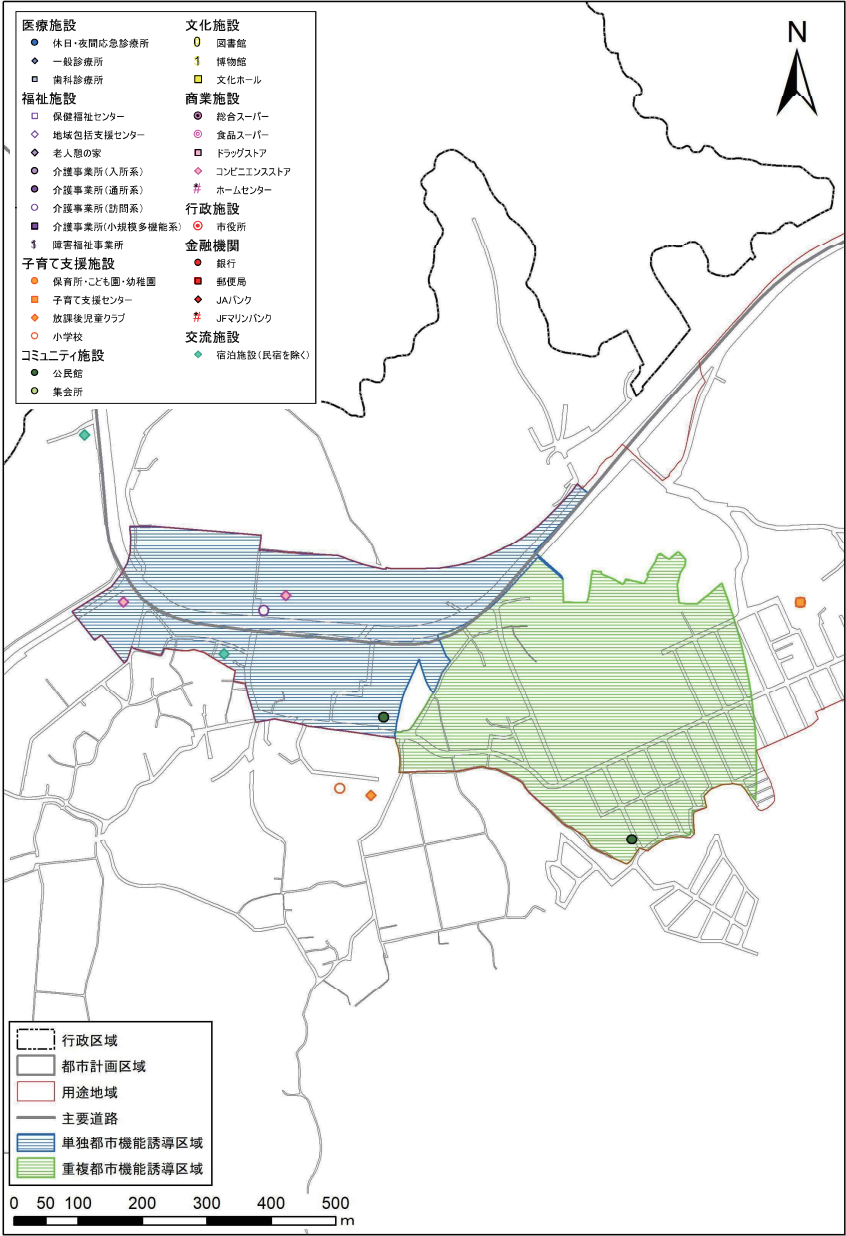


図 池の浦駅周辺エリアの施設立地状況

5) 志摩赤崎駅周辺エリア

施設区分	誘導施設	立地状況		誘導施設への位置づけ
		単独	重複	
医療施設	夜間・休日 応急診療所	0	0	
	(一般) 診療所	1	0	◎
	歯科診療所	0	1	◎ ○
福祉施設	保健福祉 センター	0	0	
	地域包括支 援センター	0	0	
	介護事業所 (入所系)	0	0	◎
	介護事業所 (通所系)	0	0	◎
	介護事業所 (訪問系)	0	0	◎ ◎
	介護事業所 (小規模多 機能系)	0	0	◎
	障害福祉 事業所	1	2	○
子育て 支援施設	保育園・ こども園・幼 稚園	0	0	◎
	子育て支援 センター	0	0	◎ ◎

※単独：単独都市機能誘導区域、重複：重複都市機能誘導区域、◎：新たに位置づける誘導施設、○：既存のものを維持する誘導施設、緑字：重複都市機能誘導区域のみに設定する誘導施設

施設区分	誘導施設	立地状況		誘導施設への位置づけ
		単独	重複	
文化施設	図書館	0	0	
	博物館	0	0	
	文化ホール	0	0	
商業施設	複合型商業 施設（再開 発・駅ビル）	0	0	
	総合 スーパー	0	0	
	食品 スーパー	0	1	◎ ○
	ドラッグ ストア	0	1	◎ ○
	コンビニエ ンスストア	1	0	○ ◎
	ホーム センター	0	0	◎ ◎

※単独：単独都市機能誘導区域、重複：重複都市機能誘導区域、◎：新たに位置づける誘導施設、○：既存のものを維持する誘導施設、緑字：重複都市機能誘導区域のみに設定する誘導施設

施設区分	誘導施設	立地状況		誘導施設の設定方針	誘導施設への位置づけ	
		単独	重複		単独	重複
行政施設	市役所	0	0	市民の利便性を考え、都市機能誘導区域への立地が望ましい施設です。現在立地している広域交流拠点において維持することとするため、本エリアでは設定しません。		
金融施設	銀行	0	0	市民の利便性を考え、都市機能誘導区域への立地が望ましい施設のため、設定します。	◎	◎
	信用金庫	0	0		◎	◎
	郵便局	0	0		◎	◎
	JAバンク	0	0		◎	◎
	JF マリンバンク	0	0		◎	◎
交流施設	宿泊施設（民宿を除く）	0	0	市民・来訪者にとって利便性が高い場所に立地することが望ましい施設です。現在立地している施設の維持を目的とするため、本エリアには設定します。		

※単独：単独都市機能誘導区域、重複：重複都市機能誘導区域、◎：新たに位置づける誘導施設、○：既存のものを維持する誘導施設、緑字：重複都市機能誘導区域のみに設定する誘導施設

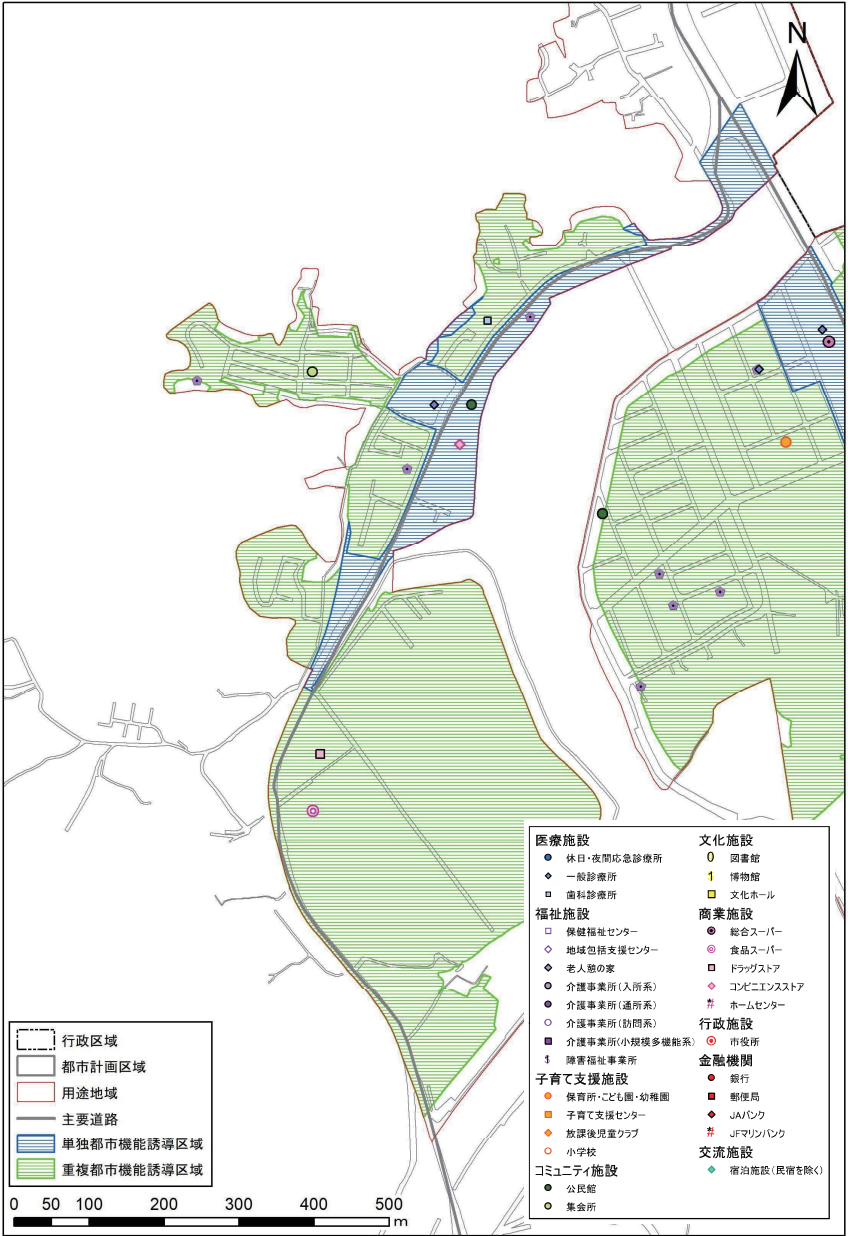


図 志摩赤崎駅周辺エリアの施設立地状況

6) まとめ

エリア別の誘導施設は以下のとおりです。

施設区分	誘導施設	広域交流中心拠点		市民生活中	
		鳥羽駅周辺エリア		大明エリア	
		単独	重複	単独	
医療施設	夜間・休日応急診療所				
	一般診療所		◎		
	歯科診療所	○	◎	◎	
福祉施設	保健福祉センター				
	地域包括支援センター				
	介護事業所(入所系)		◎		
	介護事業所(通所系)		◎		
	介護事業所(訪問系)	◎	◎	◎	
	介護事業所(小規模多機能系)		◎		
	障害福祉事業所		◎		
子育て支援施設	保育園・こども園・幼稚園		◎		
	子育て支援センター	◎	◎	◎	
文化施設	図書館				
	博物館	○	◎		
	文化ホール				
商業施設	複合型商業施設(再開発・駅ビル)	◎			
	総合スーパー			○	
	食品スーパー	○	◎	◎	
	ドラッグストア	◎	◎	◎	
	コンビニエンスストア	◎	○	◎	
	ホームセンター	◎	◎	◎	
行政施設	市役所		○		
金融施設	銀行	○	◎	○	
	信用金庫	◎	◎	◎	
	郵便局	○	◎	◎	
	JA バンク	○	◎	◎	
	JF マリンバンク	◎	◎	◎	
交流施設	宿泊施設(民宿を除く)	○	○		

※単独:単独都市機能誘導区域、重複:重複都市機能誘導区域、◎:新たに位置づける誘導施設、○:既存のものを維持

心拠点	地域拠点					
	小浜エリア		池の浦駅周辺エリア		志摩赤崎駅周辺エリア	
	重複	単独	重複	単独	重複	単独
○						
○			◎		◎	◎
○	◎	◎	◎	◎	◎	○
○						
○						
◎		◎		◎		◎
◎		◎		◎		◎
○	◎	◎	○	◎	◎	◎
◎		◎		◎		◎
○		◎		◎		○
◎		◎		◎		◎
◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
○						
○						
◎	◎	◎	◎	◎	◎	○
○	◎	◎	◎	◎	◎	○
◎	◎	◎	○	◎	○	◎
○	◎	◎	◎	◎	◎	◎
◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	○	○	○			

する誘導施設、緑字:重複都市機能誘導区域のみに設定する誘導施設

3. 誘導施設の定義

本計画における誘導施設の定義は下表のとおりです。

表 誘導施設の定義(1/2)

施設区分	施設	定義
医療施設	夜間・休日応急診療所	鳥羽市休日・夜間応急診療所の設置及び管理に関する条例第3条に定める診療所
	一般診療所	医療法第1条の5第2項に定める診療所のうち、歯科診療以外のもの
	歯科診療所	医療法第1条の5第2項に定める診療所のうち、歯科診療所
福祉施設	保健福祉センター	地域保健法第18条第1項に定める市町村保健センター
	地域包括支援センター	介護保険法第115条の46第1項に定める地域包括支援センター
	介護事業所(入所系)	老人福祉法第5条の2第4項に定める老人短期入所事業を行う施設
	介護事業所(通所系)	老人福祉法第5条の2第3項に定める老人デイサービス事業を行う施設
	介護事業所(訪問系)	老人福祉法第5条の2第2項に定める老人居宅介護等事業を行う施設
	介護事業所(小規模多機能)	老人福祉法第5条の2第5項に定める小規模多機能型居宅介護事業を行う施設
	障害福祉事業所	身体障害者福祉法第31条に定める身体障害者福祉センター
子育て支援施設	保育園・こども園・幼稚園	児童福祉法第39条、39条の2、及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第2項から同7項に定める施設
	子育て支援センター	児童福祉法第6条の3第6項に定める地域子育て支援拠点事業を行う施設
コミュニティ施設	図書館	図書館法第2条に定める図書館
	博物館	博物館法第2条第1項に定める博物館
	文化ホール	劇場、音楽堂等の活性化に関する法律第3条に定める事業を行う施設

表 誘導施設の定義(2/2)

施設区分	施設	定義
商業施設	複合型商業施設(再開発・駅ビル)	鳥羽駅周辺エリア将来ビジョンに定める鳥羽駅周辺の再生に資する施設
	総合スーパー	衣、食、住にわたる各種の商品を小売する事業所で、大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する店舗面積が1,000㎡以上の施設
	食品スーパー	生活に必要な飲食品や生鮮食品を取り扱う事業所で、食料品の販売額が全体の70%以上、売り場面積250㎡以上の施設
	ドラッグストア	主として医薬品、化粧品を中心とした健康及び美容に関する各種の商品を中心として、家庭用品、加工食品などの最寄り品をセルフサービス方式によって小売りする事業所
	コンビニエンスストア	主として飲食品を中心とした各種最寄り品をセルフサービス方式で小売する事業所で、売り場面積30㎡以上250㎡未満、営業時間14時間以上/日の事業所
	ホームセンター	主として住まいの手入れ改善にかかる商品を中心に、家庭用品、園芸用品、電気機械器具、家具・収納用品、建築材料などの住関連商品を総合的、系統的に品揃えし、セルフサービス方式により小売りする、売場面積250㎡以上の事業所
行政施設	市役所	地方自治法第4条第1項に定める施設
金融施設	銀行	銀行法第2条第1項に定める銀行
	信用金庫	信用金庫法第4条の免許を受けて事業を行う施設
	郵便局	日本郵便株式会社法第2条第4項に定める郵便局
	JAバンク	農業協同組合法第10条第1項第2号・第3号に定める業務を行う施設
	JF マリンバンク	水産業協同組合法第11条第1項第3号・第4号に定める業務を行う施設
交流施設	宿泊施設(民宿を除く)	旅館業法第2条の2に定める旅館・ホテル営業を行う施設

